

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2023年 5月 18日	
都道府県知事 福田 富一	殿
提出者 住所 栃木県下野市1丁目15番4 氏名 医療法人社団友志会石橋総合病院 理事長 正岡 太郎 電話番号 0285-53-1134	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人社団友志会 石橋総合病院
事業場の所在地	栃木県下野市下古山15番4
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	8311医療業
② 事業の規模	病床数 185床
② 従業員数	380
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 のとおり

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙 2 のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2021年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	142.8 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 指定の専用密閉容器に入れて排出。 ・ 紙おむつ製品の採用見直しによる搬出量減少への取組		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	60 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性の患者対応で防護用ゴミの排出増加も予想される。 ・ 紙オムツの廃棄処分が一般可燃ごみで処分することになり削減になる。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物 ・ 指定の専用密閉容器に入れて排出。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物 ・ 指定の専用密閉容器に入れて排出。 ・ 定期的に院内巡視実施による分別廃棄の確実性を向上する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	142.8 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	142.8 t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	60 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	60 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（      年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 別紙 1

## 廃棄物処理フローチャート

区分		《容器》	《保管》	《排出時》	排出時注意
感染性	鋭利な物（医療材料関係） （針類・切開関連器材・試験管・シャーレ・ガラス屑）	専用容器 ポリ容器	専用 ゴミ倉庫	業者委託	アルコール・石油類を入れない事
	その他（診療材料関連） （カテーテル類・ドレーン類・チューブ類・輸液セット類・パック類・呼吸器関係・電極・シリンジ）	専用容器 ダンボール			
可燃物	紙類 （紙製品・新聞紙・雑誌）	紐綴り	専用 ゴミ倉庫	業者委託	紙類以外の廃棄物を絶対混入しない事
	繊維類 （繊維くず・包帯・ガーゼ・脱脂綿・リネン類）	感染性専用 容器	専用 ゴミ倉庫		
	血液等が付着したもの （糸類・包帯類・絆創膏類・ガーゼ類・紙・繊維製品）				
	その他 （紙おむつ・生花）				
不燃物 非感染性	プラスチック類 （プラスチック製品・ゴム製品・ビニール製品・合成樹脂）	専用容器	専用 ゴミ倉庫	業者委託	ガラス容器へ（ビン類）鋭利な物（針等）を混入しない事
	ガラス・陶磁器類 （ビン・ガラス製品・ギブス用石膏・陶磁器製品）				
	缶・金属類 （缶・金属製品）				

別紙 2-1

廃棄物処理管理責任者		職名 : 院長
廃棄物処理対応担当部門		部門名 : 事務部 総務課
役割	医療廃棄物委員会	<p>医療廃棄物処理に関する検討</p> <p>医療廃棄物の発生制御、適正処理の推進、計画的な管理運営を行う上で必要な事項を検討する</p> <p>委員長 : 医師</p> <p>委員 : 関係部門体表者</p> <p>監督責任及び事務局 : 事務部門 総務課</p>
	廃棄物処理管理責任者	<p>医療廃棄物処理方針の策定</p> <p>医療廃棄物管理規定の制定・改廃</p> <p>医療廃棄物処理に関する帳簿・書類等の監査</p> <p>その他医療廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認</p>
	廃棄物処理管理担当部門	<p>医療廃棄物処理計画の作成</p> <p>医療廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</p> <p>廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握</p> <p>委託業者の調査・選定及び管理</p> <p>委託契約の締結</p> <p>産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理</p> <p>行政監督官庁への各種報告</p> <p>職員、関連会社に対する教育・啓発</p> <p>その他医療廃棄物に関する事項</p>



## 別紙 2-2

### 産業廃棄物の処理に係る管理体制

